

○ 所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年財務省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（医療費の範囲）</p> <p><b>第四十条の三</b> 令第二百七条（医療費の範囲）に規定する財務省令で定める状況は、指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号（施設介護サービス費の支給）に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）及び指定地域密着型介護老人福祉施設（同法第四十二条の二第一項（地域密着型介護サービス費の支給）に規定する指定地域密着型サービスに該当する同法第八条第二十項（定義）に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う同項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）における令第二百七条各号に掲げるものの提供の状況とする。</p> <p><b>2</b> 令第二百七条第三号に規定する財務省令で定めるものは、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設とする。</p>	<p>（医療費の範囲）</p> <p><b>第四十条の三</b> 令第二百七条（医療費の範囲）に規定する財務省令で定める状況は、指定介護老人福祉施設（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第一号（施設介護サービス費の支給）に規定する指定介護老人福祉施設をいう。次項において同じ。）における令第二百七条各号に掲げるものの提供の状況とする。</p> <p><b>2</b> 令第二百七条第三号に規定する財務省令で定めるものは、指定介護老人福祉施設とする。</p>